

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	賀集福井北 (賀集福井北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心である。地域内の殆どの農地で基盤整備が完了しているが、担い手の高齢化や、地区の東に位置する山々と大日川に挟まれた農地においては、獣害防止柵が設置されていたが獣害被害が多く発生しており、一部耕作放棄田が発生している。今後は獣害対策に再度取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と玉ねぎがメインで一部レタスと白菜を作付けしている。10年後には担い手が少なくなると考えられるため、農地の利用のあり方や獣害対策、ため池、農道、水路等の管理をどのようにしていくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

賀集福井北の区域を地域計画の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画を毎年見直しを行う上で、農地を手放す農家がいる場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付けを行い、集団化を進めていく旨周知していき、地域のルールとしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済みであるが、一部未整備田が存在する。未整備田については耕作者が高齢であり、アンケートでは現状維持並びに規模縮小の農家で基盤整備の取組は難しい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手（法人経営体、地域の実情を理解する個人経営体等）の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ行っていない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①山裾側に獣害防止柵を設置しているが、当地域内を流れる生子川から鹿・猪が侵入しており被害が多く発生しているため、再度獣害防止柵の設置をする必要がある。</p> <p>⑦農道・水路の管理は各田主が行っており、ため池の管理については6か所と多く、各田主で管理が難しいため農家総出で行っている。</p>				